

2020年2月25日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿  
厚生労働省保険局医療課長 森光 敬子 殿

〒160-0023 新宿区西新宿3-2-7-4階  
東京保険医協会  
政策調査部長 須田 昭夫  
研究部長 申 偉秀  
審査指導対策部長 浜野 博  
TEL03-5339-3601 FAX03-5339-3449

## 診療報酬改定の適用延期を求める要望書

貴職におかれましては、国民医療の確保のために尽力しておられることに敬意を表します。

さて、日本国内における新型コロナウイルスの感染者は日々増加し、感染経路が不明な患者の報告例も増え続け、早くも「市中感染」の段階に入ったと思われます。貴省は2月20日、新型コロナウイルスの感染拡大を見据えて、大規模イベントの開催を検討し直すことを主催者に求める声明を出されました。感染者数を抑制するためには、多人数が一堂に会する機会を減らすことは、現段階の対策には肝要と、賛同いたします。

本年は、診療報酬点数改定の年にあたります。このため全国各地では、医療関係者が集まる講習会が多数予定されておりましたが、地方厚生局による集団指導や地区医師会が開催する説明会の一部は、既に中止を決定しているところもあり、今後も中止の決定が増えることが予想されます。このため、新しい診療報酬点数情報の伝達に困難を予想しております。

診療報酬点数表の冊子は年々分厚くなり、複雑な施設基準や算定要件の解釈には難渋することが多くなっております。説明会のあとには多くの質問が生まれ、貴省からの疑義解釈通知をいただきますと、私たちは詳細な解説を加えて出版し、広報周知に努力してまいりました。このため私たちは、診療報酬点数表の改定には、3か月ほどの周知期間の確保を要望してきました。以上のことを鑑み、誤りのない保険請求が行われるために、下記項目のご検討を至急要望いたします。

記

### 【要望項目】

診療報酬改定の適用時期を6月以降に延期すること。

以上